

岡山県難病相談・支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県難病相談・支援センター事業の円滑な運営と事業内容の充実を図るため、岡山県難病相談・支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 岡山県難病相談・支援センターの運営に関すること
- (2) 岡山県難病相談・支援センターの事業内容に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体及び行政機関等の関係者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても新たに委員が任命され、又は委嘱されるまでは、その職務を行なうものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ一名を置き、委員のうちからこれを互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部医薬安全課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

岡山県難病相談・支援センター運営協議会委員

委 員	備 考
難病医療連絡協議会	
岡山県医師会から推薦	
岡山県難病団体連絡協議会から推薦	
岡山県難病団体連絡協議会から推薦	
岡山県健康づくり財団から推薦	
岡山公共職業安定所長	
保健所長会から推薦	
岡山県社会福祉協議会から推薦	
岡山県医療ソーシャルワーカー協会から推薦	